



幼稚園・保育所・認定こども園など

●教育・保育施設

スマートフォンでの確認はコチラ▶



	幼稚園 P24	保育所 P26	認定こども園 P29	小規模保育事業 P31
概要	小学校以降の教育の基礎を作るための、幼児期の教育を行う学校	就労などのため家庭で保育できない保護者に代わって保育を行う施設	幼稚園と保育所の機能をあわせもち、教育・保育を一体的に行う施設	少人数の単位で、家庭的な雰囲気のもと、きめ細かな保育を行う施設
対象年齢	満3歳から就学前	0歳から就学前	0歳から就学前	0歳から2歳(※3)
対象児童	教育を希望する児童	保育の必要な事由に該当する児童	教育利用：幼稚園と同じ 保育利用：保育所と同じ	保育の必要な事由に該当する児童(3号認定)(※3)
利用者負担	保育料：市が設定(※1) 支払い：園へ	保育料：市が設定 支払い：市へ	保育料：市が設定 支払い：園へ	保育料：市が設定 支払い：園へ
利用時間	教育標準時間 (4時間程度)	保育標準時間 (最長11時間)(※2) 保育短時間 (最長8時間)(※2)	教育利用：幼稚園と同じ 保育利用：保育所と同じ	保育標準時間 (最長11時間)(※2) 保育短時間 (最長8時間)(※2)

(※1) 子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園は各施設で設定します。
 (※2) 保育標準時間は保護者の就労がフルタイム、保育短時間は、保護者の就労がパートタイムを想定。保育標準時間・短時間の対応時間は各施設で設定しています。
 (※3) 現在、実施している小規模保育事業は地域の实情により0歳から就学前までを対象としています。

Point!

3 利用手続きの流れを確認しましょう

利用するための手続きは、1号認定の場合と2・3号認定の場合で異なります。

1号認定 幼稚園・認定こども園を希望の場合

- 希望する施設に直接利用希望申し込みをします。
- 施設から入園の内定が通知されます。
※定員超過の場合は選考
- 施設に認定申請書を提出します。
- 市から認定証が交付されます。
- 施設で入園手続きを行ってください。
(施設で重要事項の説明を受けてください)
- 利用開始
(利用者と施設の契約締結)

※新制度へ移行していない幼稚園は、③④は不要です。
 (新制度に移行している幼稚園は、令和5年4月現在で、市立高島幼稚園・みやま幼稚園・小ヶ倉幼稚園・日見幼稚園・滑石中央幼稚園・あやめ東幼稚園・くるみ西幼稚園・くるみ北幼稚園・諏訪幼稚園・大園幼稚園・深堀純心幼稚園です)

2号・3号認定 保育所・認定こども園を希望の場合

- 市に「保育の必要性」の認定申請と「保育施設利用申込」をします。
- 申請者の希望、定員の空き状況などに応じ、保育の必要性の程度を踏まえて、市が利用調整します。
- 利用施設が決まれば、「認定証」と「利用調整結果通知書」を送付します。
- 利用が決定した施設で入園手続きを行ってください。
(施設で重要事項の説明を受けてください)
※施設の利用ができない場合は「待機通知書」を送付します。
- 利用開始
(保育所：市と利用者の契約締結)
(認定こども園：利用者と施設の契約締結)

※申込みの受付期間等は年度によって異なりますので、1号認定は各施設へ、2・3号認定は幼児課へお問い合わせください。
 ※医療的ケアが必要なお子さんと、保育所等の入所をご希望される場合は、ご案内などさせていただきますので、事前に幼児課へご相談ください。

Point!

4 保育料(利用者負担)を確認しましょう

子ども・子育て支援新制度における保育料(利用者負担)は、国が定める上限額よりも低い利用者負担額(保育料)を長崎市が設定し、子育て世帯の負担軽減に努めており、世帯の所得状況や認定区分で保育料が異なります。また、ひとり親家庭等については負担を軽減しています(市民税所得割額77,101円未満)。
 幼児教育・保育の無償化により、1号認定と2号認定の保育料は0円です。

保育料(利用者負担) (令和5年4月現在)

階層		区分	3号認定(注)		1号・2号認定
1号	2・3号		標準時間	短時間	
A	A	生活保護世帯	0円	0円	0円 (副食費も免除)
B	B	市民税非課税世帯	16,000円	14,400円	
C	C	非課税			
D1	D1	市民税所得割課税額	48,600円未満	24,000円	0円 (副食費は実費負担) ※第3子以降は免除
D2	D2		77,101円未満	21,600円	
D3	D3		97,000円未満	37,000円	
D4	D4		169,000円未満	42,300円	
D5	D5		301,000円未満	45,900円	
			397,000円未満	51,000円	
			397,000円以上	58,000円	
				52,200円	

(注)年度途中で満3歳になり、3号から2号になった場合でも、年度末までは3号認定の保育料となります。

各施設の利用手続きについて

Point!

1 市の「認定」が必要です

スマートフォンでの確認はコチラ▶



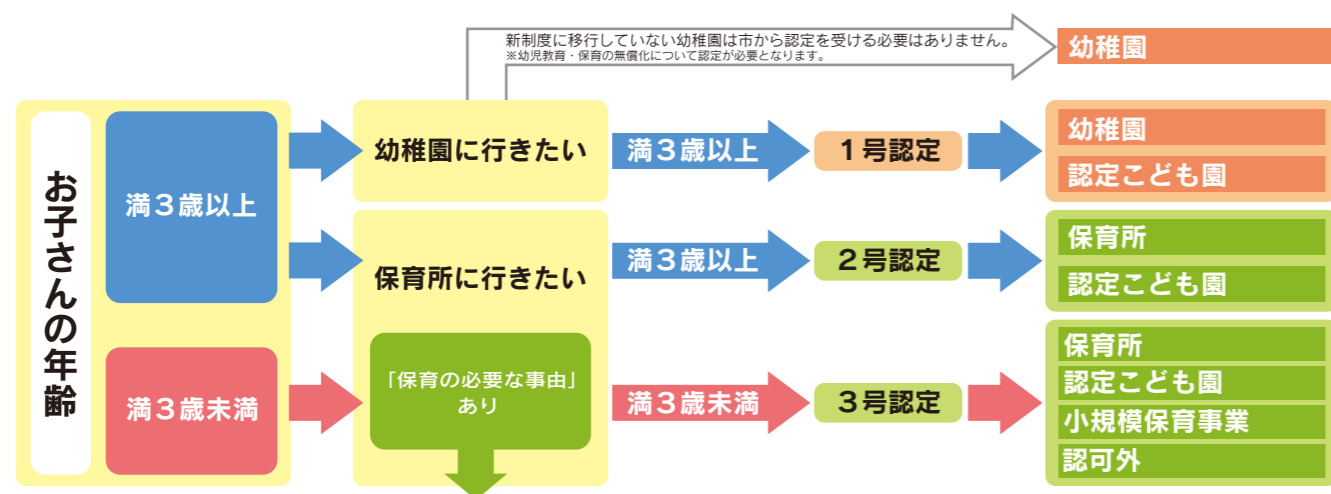
幼稚園や保育所などの教育・保育施設を利用するためには長崎市から教育・保育を受けるための「認定」を受けることが必要です。「認定」にはお子さんの年齢や保育の必要性に応じて区分(1号・2号・3号)があり、利用できる施設も異なりますので、下図でご確認ください。

注意

- 「認定」はお住まいの(住民票のある)市町村で行います。他市町村の施設を利用したい(広域入所)場合も、まずは、お住まいの市町村へお尋ねください。
- 認可保育所及び認定こども園は、全ての施設が子ども・子育て支援新制度に移行していますが、幼稚園は新制度に移行していない施設もあります。新制度に移行していない幼稚園の利用を希望する場合は、「認定」を受ける必要はありません。

Point!

2 認定区分を確認しましょう



保育の必要な事由(「保育の必要性」)

- ① 就労
- ② 妊娠・出産
- ③ 保護者の疾病・負傷・障害
- ④ 親族の介護・看護
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 求職活動
- ⑦ 就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)
- ⑧ 虐待、DV
- ⑨ 育児休業をする際に、既に保育利用中の子どもの継続利用が必要であると認められること